

**令和 8 年度
大台町省エネ家電買換え支援補助金
（申請の手引き）**

（9 月 29 日更新）

大台町生活環境課

目次

- 1 制度の概要
- 2 補助金額
- 3 対象となる家電
- 4 省エネ基準達成率の確認方法
- 5 申請できる方
- 6 補助対象となる経費
- 7 補助金額の計算例
- 8 申請の手続
- 9 必要な書類
- 10 受付の順序と予算到達時の取扱い
- 11 交付決定から振込まで
- 12 申請後の注意事項
- 13 お問い合わせ先

1 制度の概要

物価高騰による家計の負担を軽減するとともに、省エネ家電への買換えを促進するため、既存の家電製品を省エネ性能の高い製品に買換えた費用の一部を補助します。

制度の3つのポイント

1 買換えが条件です

新規購入や買い増しは対象になりません。

申請者または申請者と同一世帯の方が町内の住宅で使用していた家電を、同じ品目の省エネ家電に買換える場合が対象です。電気冷蔵庫またはエアコンを買換える場合は、買換え前の機器を適正に処分し、家電リサイクル券の排出者控えまたは町が認める代替書類により、処分したことを確認できる必要があります。また、新しい場所への設置や増設は対象になりません。買換え前の家電を設置していた場所に、新しい家電を設置してください。

2 町内店舗で購入すると上限額が高くなります

補助率は、町内店舗・町外店舗ともに補助対象経費の2分の1です。

町内店舗で購入した場合の補助上限額は、町外店舗で購入した場合の2倍です。

3 購入方法の条件

対象となるのは、町内または町外に実店舗のある販売店から購入した製品です。

実店舗のないインターネット販売事業者、通信販売事業者、フリマアプリ、オークション等から購入した製品は対象になりません。

対象期間

項目	期間
購入期間	令和8年10月1日から令和9年2月26日まで
申請期間	令和8年10月1日から令和9年2月26日まで

購入日は、領収書の日付で判断します。

申請時期のご注意

この補助金は、対象家電を購入し、設置と使用開始を終えた後に申請する制度です。申請日までに設置を完了し、使用を開始している必要があります。

購入日が期間内であっても、令和9年2月26日までに設置と申請が完了しなかった場合は、補助金を受けられません。

エアコンなどは、購入から設置工事の完了までに日数を要する場合があります。購入前に販売店へ工事日程を確認し、余裕をもって購入してください。

また、申請額の合計が予算額に達した場合は、申請期限前でも受付を終了します。

2 補助金額

補助率と上限額

補助率は、**補助対象経費の2分の1**です。算定した額に100円未満の端数がある場合は切り捨て、品目と購入店舗の区分に応じた上限額を適用します。

品目	補助率	町内店舗で購入	町外店舗で購入
電気冷蔵庫	2分の1	上限 50,000 円	上限 25,000 円
エアコン	2分の1	上限 40,000 円	上限 20,000 円
LED 照明器具	2分の1	上限 20,000 円	上限 10,000 円

申請できる回数

申請は、**1世帯につき1人、1回限り**です。

複数の品目を購入した場合は、1回の申請にまとめてください。申請後に別の品目を追加して申請することはできません。

補助金額が上限額に達しなかった場合でも、**2回に分けて申請することはできません**。

台数の取扱い

品目	台数の取扱い
電気冷蔵庫	1台まで。2台以上買換えた場合は、補助を受ける1台を選択
エアコン	1台まで。2台以上買換えた場合は、補助を受ける1台を選択
LED 照明器具	補助対象要件を満たす複数台分を合算可能

冷蔵庫とエアコンは、それぞれ1台まで申請できます。LED 照明器具は、購入した店舗の区分ごとに、補助対象となる全台の本体価格を合算します。

LED 照明器具を町内店舗と町外店舗の双方で購入した場合は、それぞれの区分で補助金額を計算して合算します。ただし、合計額の上限は20,000円です。

3 対象となる家電

対象となる 3 品目

対象となる製品は、次の 3 品目です。

品目	目標年度	省エネ基準達成率
電気冷蔵庫	2021 年度	100%以上
エアコン(室外機を含む)	2027 年度	100%以上
LED 照明器具	2020 年度	100%以上

いずれも、新品であり、リース品・レンタル品でない必要があります。申請者または申請者と同一世帯の方に所有権がある製品に限ります。

共通の買換え条件

次のすべてを満たす必要があります。

- ▶買換え前の家電を、申請者または申請者と同一世帯の方が町内の住宅で実際に使用していたこと
- ▶買換え前と同じ品目の対象製品へ買換えること
- ▶買換え前の家電の使用を廃止し処分すること
- ▶買換え前の家電を設置していた場所に、新しい家電を設置すること
- ▶新しい製品の設置を完了し、使用を開始していること
- ▶実店舗のないネット販売、通販等で購入したものでないこと
- ▶転売その他の営利目的で購入したものでないこと

「買換え」とは、既存の機器の使用を処分し、これに代えて同一の用途に使用する省エネ家電を設置することです。

電気冷蔵庫の条件

- ▶電気冷蔵庫から電気冷蔵庫への買換えであること
- ▶目標年度 2021 年度、省エネ基準達成率 100%以上であること
- ▶冷凍庫のみの機能を持つ製品でないこと
- ▶買換え前の冷蔵庫を適正に処分すること
- ▶家電リサイクル券の排出者控えまたは町が認める代替書類により、処分を確認できること
- ▶冷蔵庫は 1 台まで申請できること

冷凍庫、冷凍ストッカーなど、冷凍庫のみの機能を持つ製品は対象外です。冷蔵室と冷凍室が一体となった一般的な電気冷蔵庫が対象です。

買換え前の冷蔵庫を、物置などで保管したまま申請することはできません。リサイクルショップへの売却、第三者への譲渡、別の場所での継続使用も対象外です。

エアコンの条件

- ▶エアコンからエアコンへの買換えであること
- ▶目標年度 2027 年度、省エネ基準達成率 100%以上であること
- ▶室内機と室外機の両方を交換すること
- ▶買換え前のエアコンを適正に処分すること
- ▶家電リサイクル券の排出者控えまたは町が認める代替書類により、処分を確認できること
- ▶エアコンは 1 台まで申請できること

室内機のみを交換し、以前の室外機を引き続き使用する場合は対象になりません。

買換え前のエアコンを保管、売却、譲渡した場合や、別の場所で使用し続ける場合も対象になりません。

LED 照明器具の条件

LED 照明器具は、次のすべてを満たす必要があります。

- ▶目標年度 2020 年度、省エネ基準達成率 100%以上であること
- ▶LED 以外を光源とする既存の照明器具からの買換えであること
- ▶照明器具本体を取り替えること
- ▶町内の住宅の屋内にある居住部分で、家庭用として使用すること
- ▶天井や壁などの所定の場所に取り付けて使用する照明器具であること
- ▶取替え前と取替え後の設置状況を写真で確認できること

非 LED 照明器具から LED 照明器具へ、器具本体ごと取り替える場合が対象です。ランプや電球だけの交換は対象になりません。

対象となる例

- ▶蛍光灯のシーリングライトから LED シーリングライトへの交換
- ▶ペンダントライトの器具本体ごとの交換
- ▶ダウンライトの器具本体ごとの交換
- ▶ブラケットライトの器具本体ごとの交換
- ▶人感センサー、調光、調色、タイマー、常夜灯またはリモコン機能が付いた LED 照明器具への交換

対象にならない例

- ▶既設の LED 照明器具から別の LED 照明器具への交換
- ▶蛍光管、LED 管または電球だけの交換
- ▶スピーカー、ファン、プロジェクターなど、照明以外の独立した付加機能を備えた製品
- ▶玄関外灯、門灯または庭園灯
- ▶車庫または物置に設置する照明器具
- ▶デスクライト、フロアライト、クリップライトなど、移動して使用できる照明器具

LED 照明器具の複数台申請については、補助対象となる全ての器具を 1 回の申請にまとめてください。

4 省エネ基準達成率の確認方法

購入前に必ず確認してください

商品名に「省エネ」と表示されていても、補助対象になるとは限りません。

購入しようとする製品の型番について、次の3点を確認してください。

1.申請する製品と確認資料の型番が一致していること

2.品目ごとの目標年度が一致していること

3.省エネ基準達成率が100%以上であること

星の数(多段階評価)だけでは、補助対象かどうかを判断できません。必ず目標年度と省エネ基準達成率を確認してください。

確認に使用できる資料

次のいずれかにより確認してください。

▶省エネ型製品情報サイトの画面

▶メーカーの製品カタログ

▶省エネルギーラベル

省エネ基準達成率と目標年度の両方が確認できる資料をご用意ください。

省エネ型製品情報サイトに掲載されていない製品でも、メーカーの製品カタログまたは省エネルギーラベルにより、対象型番の目標年度と省エネ基準達成率100%以上であることを確認できる場合は対象になります。家電量販店のオリジナルモデルや型落ち製品も、同じ方法で対象型番、目標年度および省エネ基準達成率を確認できれば対象になります。発売年は問いません。

省エネ型製品情報サイト

<https://seihinjyoho.go.jp/>



確認資料の保存

省エネ型製品情報サイトで確認した場合は、型番、目標年度、省エネ基準達成率が表示された画面を印刷または保存してください。

製品カタログや省エネルギーラベルで確認する場合も、申請する型番、目標年度、省エネ基準達成率が分かるページを提出してください。

判断に迷う場合は、購入前に販売店または生活環境課へお問い合わせください。

5 申請できる方

申請者は、次のすべての要件を満たす必要があります。

No	要件
1	令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 2 月 26 日までに、申請者または申請者と同一世帯の方が対象家電を購入していること
2	申請日において、大台町の住民基本台帳に登録されていること
3	申請日において、申請者および同一世帯の方全員に、納期限が到来した町税等の滞納がないこと
4	同じ経費について、国、県、町その他の団体から補助金、助成金その他の給付を受けていないこと
5	申請日までに対象家電の設置を完了し、使用を開始していること
6	買換え前の家電を適切に処分し、他の場所で継続して使用していないこと
7	転売その他の営利目的で購入していないこと
8	暴力団、暴力団員等または暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと

対象家電は、申請者または申請者と同一世帯の方が現に居住する町内の住宅に設置し、家庭用として使用する必要があります。

世帯主・購入者と申請者の関係

申請者が世帯主である必要はありません。申請日において購入者と同一世帯の方であれば、購入者以外の方も申請者になれます。

ただし、申請は 1 世帯につき 1 人、1 回限りです。補助金の振込先は、申請者本人名義の口座に限ります。

対象となる設置場所

- 申請者または同一世帯の方が現に居住する町内の住宅
- 住宅兼店舗の場合は、家庭用として使用する住宅部分

対象にならない設置場所

- 事業所、店舗または事務所部分
- 賃貸住宅のオーナーが入居者用に設置する場合
- 別荘または空き家
- 町外の住宅

賃貸住宅に居住する方も申請できます。ただし、エアコンや照明器具など建物に取り付ける製品は、事前に貸主の承諾を得てください。

町税等の確認

申請書に記名することで、町が申請者および同一世帯の方について、住民基本台帳の記録と町税等の納付状況を確認することに同意したものとして取り扱います。この場合、住民票の写しと納税証明書の添付を省略できます。

確認する町税等には、次のものがあります。

- 1.町税
- 2.介護保険料
- 3.後期高齢者医療保険料
- 4.水道使用料
- 5.生活排水使用料(浄化槽・下水道)
- 6.町営住宅使用料
- 7.保育料
- 8.給食費
- 9.その他町の歳入となるもの

滞納がある場合は補助金を交付できません。心配な方は、申請前に税務住民課等へご相談ください。

6 補助対象となる経費

補助対象経費

補助対象となるのは、対象製品本体の購入経費(税抜)です。

購入明細書または領収書に記載された、本体の税抜価格を使用します。

補助対象経費に含まれないもの

次の費用は対象になりません。

- 消費税および地方消費税
- 設置工事費
- 配送費
- 据付けに必要な附属品の購入費
- 取付金具
- 配管および配管カバー
- 専用コンセント工事費
- 既存家電の撤去費
- 運搬費
- 家電リサイクル料金
- 収集運搬料金
- 延長保証料その他の保証に関する費用
- その他、製品本体の購入に直接必要でない費用

ポイント、商品券等を使用した場合

次のものを支払いに使用した場合は、その利用額の税抜相当額を本体の税抜価格から差し引きます。

- ポイント
- 美村ポイント
- 商品券
- クーポン券
- 割引券
- その他これらに類するもの

購入によって新たに付与されたポイントは、補助対象経費から差し引く必要はありません。

計算方法

- ①本体価格(税抜)を確認します。
- ②ポイント等の利用額を確認します。
- ③ポイント等の利用額を 1.1 で割り、円未満を切り捨てます。
- ④本体価格(税抜)から、③で算出した額を差し引きます。
- ⑤差引後の額が補助対象経費です。

計算式は、次のとおりです。

補助対象経費 = 本体価格(税抜) - ポイント等利用額の税抜相当額

ポイント等利用額の税抜相当額は、利用額を 1.1 で割り、円未満を切り捨てて算出します。差引後の額がマイナスになる場合は、0 円とします。この場合、その品目の補助金は交付されません。ポイント等を使用した方は、「補助対象経費算定書(別紙 1)」を提出してください。

別紙 1 は、①本体価格と②ポイント等利用額まで記入し、③税抜額と④補助対象経費を空欄のまま提出することもできます。その場合は、町で計算します。

値引きの取扱い

対象家電と別の商品をまとめて値引きした場合は、次のように取り扱います。

- ▶値引きの内訳をレシート等で確認できる場合は、対象家電に係る値引き額のみを差し引きます。
- ▶値引きの内訳を確認できない場合は、値引き額の全額を対象家電の本体価格から差し引きます。

対象家電と対象外の商品を同時に購入する場合は、値引きの対象と内訳が分かるよう、できるだけ会計を分けてください。

支払方法

現金、クレジットカード、分割払い、ショッピングローンなど、支払方法は問いません。

クレジットカード会社や信販会社への返済が残っている場合も対象です。ただし、申請時点で購入店舗での決済手続が完了している必要があります。

領収書や購入明細書など、購入金額と決済手続の完了を確認できる書類を提出してください。

7 補助金額の計算例

例 1 町内店舗で冷蔵庫を購入した場合

ポイント等の利用はないものとします。

項目	金額
本体価格(税抜)	100,000 円
補助対象経費	100,000 円
補助率	2 分の 1
算定額	50,000 円
町内店舗の上限額	50,000 円
補助金額	50,000 円

計算式: $100,000 \text{ 円} \times 1/2 = 50,000 \text{ 円}$

算定額が上限額以内のため、補助金額は 50,000 円です。

例 2 町外店舗で冷蔵庫を購入した場合

ポイント等の利用はないものとします。

項目	金額
本体価格(税抜)	100,000 円
補助対象経費	100,000 円
補助率	2 分の 1
算定額	50,000 円
町外店舗の上限額	25,000 円
補助金額	25,000 円

計算式: $100,000 \text{ 円} \times 1/2 = 50,000 \text{ 円}$

算定額が町外店舗の上限額を超えるため、補助金額は 25,000 円です。

例 3 町内店舗でエアコンを購入し、5,000 円分のポイントを使用した場合

購入明細の例

項目	金額
エアコン本体価格(税抜)	100,000 円
消費税	10,000 円
標準取付工事	16,500 円
リサイクル料金	2,000 円
収集運搬料金	2,200 円
小計	130,700 円
ポイント利用	-5,000 円
支払額	125,700 円

別紙 1 による計算

項目	金額	計算
①本体価格(税抜)	100,000 円	購入明細のとおり
②ポイント等利用額	5,000 円	レシートのとおり
③利用額の税抜相当額	4,545 円	$5,000 \text{ 円} \div 1.1 = 4,545.45\cdots \rightarrow 4,545 \text{ 円}$
④補助対象経費	95,455 円	$100,000 \text{ 円} - 4,545 \text{ 円}$

補助金額

$95,455 \text{ 円} \times 1/2 = 47,727.5 \text{ 円}$

100 円未満を切り捨てると、47,700 円です。

町内店舗で購入したエアコンの上限額は 40,000 円であるため、補助金額は 40,000 円です。

この例ではポイントを使用していますが、上限額が適用されるため、実際の補助金額は 40,000 円のままで

例 4 LED 照明器具を 3 台購入した場合

町内店舗で 2 台、町外店舗で 1 台購入したものとします。

器具	購入店舗	本体価格(税抜)
居間のシーリングライト	町内店舗	18,000 円
台所のシーリングライト	町内店舗	12,000 円
寝室のシーリングライト	町外店舗	15,000 円

店舗区分ごとの集計

区分	台数	本体価格の合計
町内店舗	2 台	30,000 円
町外店舗	1 台	15,000 円

補助金額の計算

区分	補助対象経費	2 分の 1	区分ごとの上限	算定額
町内店舗	30,000 円	15,000 円	20,000 円	15,000 円
町外店舗	15,000 円	7,500 円	10,000 円	7,500 円
合計	-	-	合計上限 20,000 円	22,500 円

町内店舗と町外店舗の算定額の合計は 22,500 円ですが、双方で購入した場合の合計上限は 20,000 円であるため、補助金額は 20,000 円です。

例 5 対象となる 3 品目を全て町内店舗で購入した場合

品目	本体価格(税抜)	2 分の 1	上限額	補助金額
電気冷蔵庫	120,000 円	60,000 円	50,000 円	50,000 円
エアコン	95,000 円	47,500 円	40,000 円	40,000 円
LED 照明器具 3 台	36,000 円	18,000 円	20,000 円	18,000 円
合計	-	-	-	108,000 円

複数品目を購入した場合は、品目ごとに算出した補助金額を合算します。

8 申請の手続

申請の流れ

ステップ	手続	確認事項
1	購入前の確認	対象型番、目標年度、省エネ基準達成率、購入店舗の区分を確認
2	対面で購入	店舗で対面購入し、必要事項が記載された領収書等を受領
3	設置・使用開始	買換え前の家電を処分し、新しい製品を設置して使用開始
4	書類の準備	申請書、領収書、明細書、性能資料、買換えを証明する書類等を準備
5	申請	令和9年2月26日までに窓口、郵送またはオンラインで申請
6	審査・交付決定	町が審査し、結果を通知
7	振込	交付決定後、申請者本人名義の口座へ振込

申請方法

1 窓口申請

申請先: 大台町役場 生活環境課

受付時間: 平日 8 時 30 分から 17 時 00 分まで

(土曜日、日曜日、祝日および年末年始を除く)

窓口では書類を確認しますので、時間に余裕をもってお越しください。

2 郵送申請

送付先

〒519-2404

三重県多気郡大台町佐原 750 番地

大台町役場 生活環境課 宛

郵送の場合は、町へ到着した日を基準に受け付けます。令和9年2月26日までに到着するよう、余裕をもって発送してください。

3 オンライン申請

専用サイトからオンライン申請ができます。メールでの申請は受け付けていません。

[オンライン申請先]

https://apply.e-tumo.jp/town-odai-mie-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3956

オンライン申請の場合も、必要書類を全て画像または PDF 等で添付してください。



申請書の記入

➤申請書は、申請者本人が記入してください。

➤誓約事項を全て確認し、チェックを入れてください。

➤複数品目を申請する場合も、1 枚の申請書にまとめてください。

➤記入を誤った場合は、誤った箇所に二重線を引き、余白に正しい内容を記入してください。

➤修正液や修正テープは使用しないでください。

➤補助金の振込先は、申請者本人名義の口座を記入してください。

販売店による代理申請

販売店による代理申請はできません。申請者は、購入者または購入者と同一世帯の方としてください。

9 必要な書類

全員が必要な書類

No.	書類	確認事項
1	交付申請書兼請求書(様式第1号)	複数品目も1枚にまとめる
2	領収書の写し	実際の購入日、販売店の名称・所在地、型番、支払内容が分かること
3	購入明細書または納品書の写し	本体税抜価格が単独で分かること
4	保証書の写し	メーカー名と型番が分かること
5	省エネ基準達成率を確認できる書類	対象型番、目標年度、達成率100%以上が分かること
6	振込先口座を確認できる書類の写し	申請者本人名義の口座であること

該当する方のみ必要な書類

No.	書類	必要な方
7	家電リサイクル券(排出者控え)の写しまたは町が認める代替書類	電気冷蔵庫・エアコンを申請する方
8	取替え前・取替え後の写真	LED照明器具を申請する方
9	LED照明器具購入内訳書(別紙2)	LED照明器具を複数台申請する方
10	補助対象経費算定書(別紙1)	ポイント等を利用した方
11	決済手続の完了を確認できる書類	分割払い、クレジットカード、ローン等を利用し、通常の領収書等だけでは確認できない方
12	その他町が必要と認める書類	個別に提出を求められた方

各書類の説明

1 交付申請書兼請求書(様式第1号)

- ▶生活環境課の窓口または町ホームページで入手できます。
- ▶申請者本人が記入してください。
- ▶誓約事項を全て確認し、チェックを入れてください。
- ▶複数品目を申請する場合も、1枚にまとめてください。

2 領収書の写し

次の事項を確認できる必要があります。

- ▶実際の購入日が令和8年10月1日から令和9年2月26日までであること
- ▶販売店の名称と所在地
- ▶購入した製品の型番
- ▶支払額
- ▶ポイント等の利用額(利用した場合)

「再発行」と印字された領収書でも、必要事項を確認できれば使用できます。

手書きの領収書も、実際の購入日、販売店の名称・所在地、製品の型番および本体価格(税抜)が確認できれば使用できます。

領収書を紛失した場合は、購入した販売店へ再発行をご相談ください。領収書または購入を証明する書類を提出できない場合は、申請できません。

3 購入明細書または納品書の写し

次の事項を確認できる必要があります。

- ▶製品本体の税抜価格
- ▶製品の型番
- ▶工事費、配送費、リサイクル料金等と区分されていること

領収書に必要な事項が全て記載されている場合は、別の明細書を省略できます。

「冷蔵庫一式 ○○円」など、本体の税抜価格を確認できない記載では審査できません。販売店に明細書の発行を依頼してください。

4 保証書の写し

メーカー名と型番を確認できるページを提出してください。

保証書に販売店の記入や押印がない場合は、販売店が発行した保証明細または納品書の写しを添付してください。

5 省エネ基準達成率を確認できる書類

次のいずれかを提出してください。

- ▶省エネ型製品情報サイトの画面を印刷したもの
- ▶メーカーの製品カタログの該当ページの写し
- ▶省エネルギーラベルの写し

申請する製品の型番、目標年度および省エネ基準達成率 100%以上を確認できる必要があります。

6 振込先口座を確認できる書類の写し

次のいずれかを提出してください。

- ▶通帳の表面と、口座名義が印字されたページ
- ▶キャッシュカードの写し

振込先は、申請者本人名義の口座に限ります。

7 家電リサイクル券の排出者控え等

電気冷蔵庫またはエアコンを申請する方は、買換え前の家電を処分したことを確認できる次のいずれかを提出してください。

- ▶家電リサイクル券の排出者控えの写し
- ▶町が認める代替書類

買換え前の冷蔵庫やエアコンを処分せず、物置などで保管している場合は申請できません。処分を確認できる書類を用意した後に申請してください。

販売店に無料で引き取ってもらった場合も、処分を確認できる書類が必要です。

家電リサイクル券の排出者控えを紛失した場合は、買換え前の家電を引き取った販売店へ、控えの再交付または処分を確認できる書類の発行をご相談ください。

8 LED 照明器具の取替え前・取替え後の写真

LED 照明器具を申請する場合は、取替え前と取替え後の写真が必要です。

- ▶取替え前の照明器具の写真

- 取替え後の LED 照明器具の写真
- 申請する全ての器具について、それぞれ撮影した写真

撮影のポイント

- 照明器具本体が確認できるように撮影してください。
- 同じ場所で、取替え前と取替え後を撮影してください。
- 写真の余白等に、居間、台所、寝室などの設置場所を記載してください。
- 別紙 2 の「設置場所」欄と同じ名称を使用してください。

取替え前後の設置状況が分かる写真は、LED 照明器具の買換えを証明する書類です。

9 LED 照明器具購入内訳書(別紙 2)

LED 照明器具を複数台申請する場合に提出してください。

補助対象となる全ての器具について、次の事項を記入してください。

- 製品名・型番
- 設置場所
- 購入日
- 購入店舗名
- 店舗区分
- 本体価格(税抜)

設置場所は、取替え前後の写真と対応するように記入してください。

10 補助対象経費算定書(別紙 1)

ポイント、商品券、クーポン券、割引券、美村ポイント等を利用した場合に提出してください。

①本体価格と②ポイント等利用額まで記入し、③税抜相当額と④補助対象経費は空欄のまま提出することもできます。その場合は、町で計算します。

添付書類の取扱い

添付書類は、原本ではなく写しを提出してください。

提出された書類は返却できません。原本はお手元で保管してください。

10 受付の順序と予算到達時の取扱い

受付は先着順です

補助金は、予算の範囲内で交付します。

受付の順序は、申請書と添付書類に不備がない状態で受理した日の順です。

書類に不備がある場合

書類に不足や記載漏れがある場合は、不備が全て補正された日が受理日になります。

例

▶12月1日：申請書を提出したが、添付書類に不足があった

▶12月20日：不足書類を提出した

この場合の受理日は、12月20日です。

不備を補正している間に予算額へ達した場合は、補助金を受けられないことがあります。提出前に、申請書と添付書類を必ず確認してください。

予算額に達した場合

同じ日に受理した申請の全てを交付すると予算額を超える場合は、その日に受理した申請を対象として抽選を行い、交付対象者を決定します。抽選結果は、抽選を行った日から14日以内にお知らせします。

予算額に達した日の翌日以後に受理した申請には、補助金を交付できません。

予算額に達した場合は、町ホームページ等で速やかにお知らせします。申請前に町ホームページを確認するか、生活環境課へお問い合わせください。

11 交付決定から振込まで

審査

提出された申請書と添付書類を審査します。

必要に応じて、追加書類の提出をお願いしたり、家電の設置状況等を確認したりする場合があります。

交付決定通知

審査の結果、補助金の交付が決定した場合は、交付決定通知書を送付します。

交付決定通知書には、品目ごとの補助対象経費と交付決定額を記載します。

補助金を交付しないことを決定した場合は、不交付決定通知書により理由をお知らせします。

振込

交付決定後、申請者本人名義の口座へ補助金を振り込みます。

振込までの目安は、交付決定から1か月程度です。振込後の個別連絡は行いませんので、通帳等で確認してください。

別紙1の計算を町で行った場合は、計算結果を交付決定通知書の内訳で確認してください。

12 申請後の注意事項

補助を受けた家電の取扱い

補助金の交付を受けて取得した家電は、法令に定める耐用年数の期間内、町の承認なく次のことをすることができません。

- ▶補助金の目的に反する使用、転売または譲渡、交換、廃棄、貸付け、担保に供すること

耐用年数内の財産処分は、要綱により制限されています。

故障や災害などにより使用できなくなった場合は、処分等を行う前に生活環境課へご相談ください。

調査へのご協力

町は、補助事業が適正に実施されていることを確認するため、必要な範囲で書類確認、報告の依頼または現地調査等を行うことがあります。その場合は、調査にご協力ください。

交付決定の取消しと補助金の返還

次のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部または一部を取り消し、既に補助金を支払っているときは、返還を求めることがあります。

- ▶偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき
- ▶補助金の交付条件に違反したとき
- ▶財産処分の制限に違反したとき
- ▶申請の取下げがあったとき
- ▶その他、町長が不適当と認めたとき

交付決定が取り消され、補助金が既に支払われている場合は、その全額または一部の返還を求めます。

申請の取下げ

申請後に取下げを希望する場合は、速やかに「大台町省エネ家電買換え支援補助金交付申請取下げ届出書(様式第4号)」を提出してください。

環境施策へのご協力

町が実施するゼロ・カーボン施策、環境保全対策等の調査や活動にご協力をお願いします。

13 お問い合わせ先

大台町役場 生活環境課

〒519-2404 三重県多気郡大台町佐原 750 番地

電話:0598-82-3787

受付時間:平日 8 時 30 分から 17 時 00 分まで(土曜日、日曜日、祝日および年末年始を除く)

補助対象となる製品かどうか、必要書類や申請方法などについて判断に迷う場合は、購入前にお問い合わせください。